

# 企画競争説明書

業務名称：モロッコ国ガルブ地域灌漑開発事業準備調査【有償  
勘定技術支援】

調達管理番号：22a00238

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

2022年8月10日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年8月10日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：モロッコ国ガルブ地域灌漑開発事業準備調査【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
  - ( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年10月 ～ 2024年1月  
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。
- (5) 前金払の制限  
本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。  
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
  - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。
  - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
調達・派遣業務部 契約第一課  
電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)  
担当者メールアドレス：Hagiwara.Yoko2@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年8月16日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年8月17日 12時
3	質問への回答	2022年8月22日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年9月2日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2022年9月15日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・ 第 3 章 2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」  
「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4.（3）参照
- 2) 提出先：上記 4.（1）選定手続き窓口  
（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### （2）質問への回答

上記 4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。  
（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

### （1）提出期限：上記 4.（3）参照

### （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

#### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記 4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### （3）提出先

#### 1）プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2）見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：22a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

### （4）提出書類

#### 1）プロポーザル・見積書

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)）

#### （1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1）業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. その他

### （1） 契約予定時期と調査内容の変更等

本調査は、契約予定時期の後ろ倒しや調査内容の変更、案件の取りやめの可能性があります。その場合は、契約交渉時にお知らせし、協議いたします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「モロッコ国ガルブ地域灌漑開発事業準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 事業の背景

モロッコ王国（以下、「モロッコ」という。）は、コロナ禍により2020年GDP成長率は▲6.3%となったが、過去20年にわたり堅実な成長を遂げている（2000年代は平均4.9%、2010年代は平均3.5%の成長率）（World Development Indicators、以下、「WDI」）。GDPに占める農業セクターの割合は過去20年間12%程度で推移しているものの（WDI）、労働人口の38%が従事し（世銀、2020年）、特に地方部では人口の80%が農業により収入を得ている（世銀、2019年）。また、輸出において農作物・食料品の割合は26%を占める重要産業である（IMF、2022）。他方、農耕可能地の大部分が乾燥・半乾燥地域であるうえ、84%が天水農業であるため、降雨量による影響を受けやすい（世銀、2018年）。近年、モロッコでは気候変動により不安定な降雨と降水量の減少が示されており、旱魃や熱波などの発生頻度と強度が増加している。2019-2020年の干ばつの影響により、2020年主要穀物生産量は2016-2020年の平均より約50%下落したように、気候変動が農業生産に与える影響は甚大である。加えて気温の上昇、乾燥の進行により、限られた水資源への圧力が更に高まることが予想され（世銀、2021年）、より一層効率的で持続可能な水資源の活用と、これによる農業生産の安定化が求められている。

長期国家開発戦略に位置づけられる「新発展モデル」（2021-2035年）において、農業セクターに関して、気候変動に対する農業生産の安定化を考慮した食料安全保障の向上や、限られた水資源をより効率的に活用することの重要性が強調されている。国家農業計画「グリーンジェネレーション2020-2030」においては、「農業開発の持続可能性」を優先取組事項の一つとして掲げ、水保全プログラムの推進等を通じた、より強靱で環境効率の良い農業を推進している。更に国家灌漑計画「国家飲料水供給・灌漑プログラム2020-2027」（以下、「本計画」という。）においては、「灌漑システムの近代化と灌漑用水の価値向上」を重点の一つとして2030年までに節水灌漑<sup>1</sup>用地を全灌漑農地の60%に到達させる（2019年時点50%）ことを目指し、本計画全体で約1,800億円の投資が計画されている。このように、節水灌漑施設等を活用するこ

1 伝統的灌漑に比較して水利効率の高い節水型の近代灌漑。

とで、気候変動による天候不順を考慮しつつ限られた水資源を効率的に活用し、農業生産の増大・安定化を図ることが農業セクターにおける重要課題とされている。なお、ガルブ地域はモロッコ国内で最も豊富な水源を有する流域の一つに属し、近年全国的な干ばつ時においても、一定の水量を確保していた農業地域であり、22.4万haが灌漑地の可能性があるものの、11万haが未整備である。また、本計画においても、現状活用しきれっていない豊富な水源を活用するため老朽化した灌漑施設の改修と新規拡張を含むガルブ地域灌漑開発事業（以下、「本事業」という。）は優先プログラムの一つに挙げられている。かかる状況下、モロッコ政府は有償資金協力として、本事業の実施を2021年10月に要請した。

本事業は、灌漑設備の整備を通じ水資源の効率化及び農業生産の増大・安定化を図り、もって同国における気候変動に適応した農業開発の推進に寄与するものであり、当国農業・灌漑セクターにおける重要事業に位置付けられる。

本調査は、ガルブ地域のシディ・カセム県及びシディ・スリマネ県を対象に、本事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 第3条 事業の概要（要請内容）

#### （1）事業名

ガルブ地域灌漑開発事業

#### （2）事業目的

本事業は、ガルブ地域の灌漑施設の改修・整備を行うことにより、水資源利用の効率化及び農業生産の増大・安定化を図り、もって同国における気候変動に適応した農業開発の推進に寄与するもの。

#### （3）事業概要

- 1) 灌漑幹線用水路（約11km、計画最大水量約60m<sup>3</sup>/s、ポンプアップ1箇所想定、取水口、沈殿池含む）建設、第二灌漑幹線用水路（地下パイプライン3本、計約90km）建設及び、既設灌漑施設の改修（約10,000ha）、灌漑施設の新設（約20,000ha）、機材調達等
- 2) コンサルティング・サービス（主に農家により組織される水利組合の組成・強化支援を含む維持管理体制の整備、水料金の適正な設定・徴収支援、営農支援、詳細設計、入札補助、施工監理、環境配慮、社会配慮等）

#### （4）対象地域

モロッコ王国シディ・カセム県及びシディ・スリマネ県

#### （5）関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は判明する等した場合は、その旨 JICA に報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

- 1) 実施機関：農業・海洋漁業・地方開発・水・森林省（以下、「農業省」という。）、及び、ガルブ地方農業開発公社（Office Regional de Mise en Valeur Agricole du Gharb。（以下「ORMVAG」という。）



## 2) その他関係官庁・機関

- ・ 経済・財政省
- ・ 設備・水利省
- ・ 農業普及公団 (Office National du Conseil Agricole : ONCA)
- ・ 農業開発公社 (Agence pour le Développement Agricole : ADA)

### (6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な支援活動

国別研修「節水灌漑システム普及」(2019年～2023年)を通じ、モロッコの節水灌漑システム普及促進と水利組合の能力強化に向けた施策に関する研修を実施している。本事業において、ORMVAGからの本研修参加者が節水灌漑技術普及や効率的な水利組合強化等の役割を担う予定。

## 第4条 業務の目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって JICA が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 第5条 実施方針及び留意事項

### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議し、承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、借入国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、借入国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

本調査では、積算額に関する先方政府との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本業務においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について先方政府または実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかに JICA に情報共有を行うとともに、必要に応じ協議議事録を作成する。協議議事録は、原則としてファイナル・レポートに添付する。

### (2) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、JICA から別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめること。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール

- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 内部収益率 (IRR)
- 10) 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

(3) JICA 本部への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について借入国政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、JICA 本部に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。借入国政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに JICA に報告し、対応方針について指示を受けること。

なお、JICA への説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

(4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。

先行調査・既往事業一覧

- 1) 円借款「アブダ・ドゥカラ灌漑事業」（1996 年 L/A 署名）
- 2) 技術協力「アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト」（2011 年～2016 年）
- 3) モロッコ政府による先行調査
  - ① Feasibility Study Of The Hydro-Agricultural Development Of Zirara And Zrar Extension Zone, Mission 6 Feasibility Study
  - ② Feasibility study of the hydro-agricultural development of Zrar and Beht Extension Zone, Mission 6 Feasibility Study
  - ③ Feasibility study for the conversion of the gravity irrigation system to localized irrigation in the Beht Est Zone, Phase 4 Feasibility study
  - ④ Feasibility study for the hydro-agricultural development of the Zirara and Zrar Extension zone, Mission 5 Preliminary design summary
  - ⑤ Feasibility study for the conversion of the gravity irrigation system to localized irrigation in the Beht Est zone, Phase 2 Preliminary design summary

(5) 実施機関による準備調査の確認およびその活用による実施期間短縮の検討

現在、本事業実施機関により、事業スコープの一部に関して準備調査 (Avant

Projet (Feasibility Study に相当) )、詳細設計、入札書類作成が進められている。実施機関による準備調査の成果物を本調査実施過程において確認するとともに本調査への活用を検討し、可能であれば本調査の実施期間の短縮（特に DFR 提出のタイミングの前倒し）を検討し、JICA に提案すること。

#### (6) 現地企業の施工能力の把握と対処方針

本事業における灌漑施設の整備においては、現地企業による施工が想定されるため、コンサルティング・サービスによる入札図書案の作成において、既存の灌漑施設整備実績等を確認し、品質保持等の観点から必要とされる施工管理能力を有しているかを確認することに留意する。

また、ORMVAG はこれまでの灌漑区整備実績から一定程度の事業実施監理能力を有すると考えられるが、必要に応じて、コンサルティング・サービスのソフトコンポーネント等を活用した能力強化策を検討・提案する。

#### (7) 水利組合の維持管理能力<sup>2</sup>

本事業における灌漑施設の維持・管理は、主に農家によって組織される水利組合により実施されることが想定されるが、異なる農家・水利組合コミュニティ間の協働可能性、公平な水利費徴収システム確立の可能性等、水利組合による持続的な維持管理においてリスクとなり得る事象を確認し、必要に応じて第6条(12)5)において対処法を提案する。

#### (8) 灌漑施設と営農活動の連携<sup>3</sup>

本事業の事業効果発現においては、灌漑施設の改修・整備を通じた水供給の増加が農業収入の増加につながる必要があることから、灌漑施設と営農活動の連携が求められる。政府による営農支援体制、マーケティング・流通・加工の状況、水供給量に合った適正作物・品種の選定計画等、事業効果発現を促進するための営農活動が事業完成後になされるかを確認・検討し、必要に応じて第6条(14)において対処法を提案する。

#### (9) 調査における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ、等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

#### (10) 本邦企業の参入促進

日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICA の中小企業・SDGs ビジネス支援事業に関する情報は、以下の JICA のウェブサイト

([https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/activities/sme/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)) を参照し、過去の採

<sup>2</sup> 「水利組合の維持管理能力の確認方針」について提案すること。

<sup>3</sup> 「営農活動の確認・検討方針」について提案すること。

択事業リスト等も参考にする。

#### (11) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下「JICA環境社会配慮ガイドライン」という。)に掲げる農業セクターに該当するため、カテゴリAに分類されている。

本調査においては、JICA環境社会配慮ガイドラインにそって、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令/許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 業務の内容」に示す業務を行う。

借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令/許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。

- 1) Dahir n° 1-14-09 du 4 jouradal 1435 (6 mars 2014) portant promulgation de la Loi-cadre n° 99-12 portant Charte Nationale de l'Environnement et du Développement Durable
- 2) Dahir n° 1-03-59 portant promulgation de la loi n° 11-03 relative à la protection et à la mise en valeur de l'environnement
- 3) Dahir n°1-03-60 du 12 mai 2003 portant promulgation de la Loi n° 12-03 relative aux études d'impact sur l'environnement

また本調査における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通りである。

- ・本事業対象地は保護区、国立公園、生物学的に重要な生息地等 JICA ガイドライン上の影響を受けやすい地域には該当しないと考えられるが、事業対象地が明確でないため調査で詳細の確認が必要。また、上流域での改変に伴う下流域生態系への影響有無も調査で確認する必要がある。
- ・本事業に伴い灌漑幹線水路建設、灌漑施設の改修・新設を予定しているため、用地取得が見込まれると考えられるが、用地取得の有無は現時点では不明。用地取得の有無、用地取得が回避できない場合にはその詳細(用地取得面積、被影響住民数、非自発的住民移転者数、生計手段の喪失の有無、補償・支援の内容等)について協力準備調査で確認が必要。
- ・水路・農道改修工事期間中の農業活動への影響有無、影響が回避できない場合はその緩和策を協力準備調査で確認が必要。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響に配慮しつつ、事前に周辺住民(社会的弱者含む)対象施設関係者への事業実施予定に係る周知等含め、現地ステークホルダー協議の実施が必要な点に留意が必要。
- ・上流域での改変に伴う下流域生態系への影響有無も調査で確認する必要がある。
- ・環境許認可について、本事業にかかる環境許認可は未作成である。協力準備調査にて許認可の詳細や、対応事項を確認する。
- ・汚染対策、自然環境面、社会影響面のそれぞれについて、現時点で具体的な影響は特定されていないが、事業対象地が広範囲にわたることを踏まえ、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ・その他、具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。

#### (12) 施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し(例:安全に配慮した設計、工事

安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては借入国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月）を参照すること。JSSSは円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したもの。

なお、同仕様書は仏語圏である本事業の円借款融資対象契約において適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されなにかかわらず内容を十分に理解した上で、可能な限りその要求事項を満たせるように調査を実施すること。

また、借入国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

#### （13）調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業の借入国／事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

#### （14）Information and Communication Technology（ICT）技術の活用可能性の検討

建設分野における生産性向上の観点から、建設において ICT 技術が活用される場合がある。本調査では、Construction Information Management（CIM）又は Building Information Management（BIM）の導入について、建設時および建設後のモロッコ側による維持管理時の双方において活用され生産性向上・業務効率化に資するかという視点で ICT 技術の活用が見込まれるかについて検討する。

加えて、測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、航空 LIDAR、衛星 DEM、AI 判読、等）の活用が見込まれる場合には、プロポーザルにて提案する。

#### （15）調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の観点から、JICA では事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。JICA として集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、需要調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従い JICA に提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めることを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、JICA が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-R を基本とする。CD-R に格納できないデータについては

提出方法を JICA と協議する。

データ形式：KML もしくは GeoJSON 形式とし、ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式で提出する。なお、Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

#### (16) リスク管理シート (Risk Management Framework) について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況をもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては JICA が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

### 第6条 業務の内容

#### (1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、JICA に提出する。

#### (2) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 借入国政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、借入国政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、JICA に事前確認を求める
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関、関係省庁・機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

#### (3) 事業の背景・必要性および対象地域の現況についての確認・整理<sup>4</sup>

対象事業の背景や必要性および対象地域の現況を確認・整理するために必要な情報収集、分析を可能な限り定量的に行う。一般的に必要な事項は以下のようなものであるが、対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正すること。

- 1) 事業対象地域の農業・灌漑セクターの現状と課題（気候変動を含む）
- 2) 事業対象及び周辺地域の経済・社会・環境の状況（自然条件、社会条件（産業、土地利用計画、工業団地・都市住宅による農地転用等の開発計画等）、経済条件（地域の経済動向、貧困状況、生活水準、農民世帯のプロファイル等）等について、本事業を必要とする現状、課題に関連性の高いものを整理）
- 3) 農業・灌漑セクターの上位計画・関連計画との整合性（上位計画・関連計画の名称、策定年次、期間、作成・承認機関、農業セクターの位置づけ、本事業の位置づけを整理）

<sup>4</sup> 「事業対象地域の現況踏査の実施方針・実施方法（案）」について提案すること。

- 4) 他ドナーや国際機関の支援実績・見通し（他ドナー事業との連携可能性、類似案件予定の有無、本事業との重複の有無を調査すること）
- 5) 事業対象地域の農業・灌漑関連施設の整備状況
- 6) 事業対象地域の農業・灌漑関連施設の維持管理状況（維持管理組織の有無を含む）
- 7) 土地所有・耕作状況（土地権利関係や耕作状況）
- 8) 事業対象地域の関連インフラの整備状況（本事業対象地域の道路、貯蔵倉庫、市場等の流通関連インフラの整備状況）
- 9) 事業対象地域の農業生産の状況（生産作物、生産量、生産性、農業機械導入、栽培体系、種子生産・供給状況、輸出に占める割合、加工（品種、割合、担い手等）、農業技術普及）
- 10) 政府による営農支援体制、マーケティング・流通・加工の状況、水供給量に合った適正作物・品種の選定計画等
- 11) 民間セクターの活動状況（農業機械ディーラー・整備企業、農業金融機関等の民間セクターの活動状況）
- 12) 水利権および水利組合に関する法律・制度・ガイドライン等の有無
- 13) 社会条件（人口調査（年代、農家・非農家、専業・兼業農家、労働力人口、推移、歴史・文化・景観・環境調査等）

#### （4）自然条件調査等<sup>5</sup>

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査等を行う。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。なお調査結果については、過去データのみには依るのではなく、過去から現在にかけての流況・流域変化を踏まえて取りまとめる事とする。

具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所用期間等）については、下記において特段の指定がない限り、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、下記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

- 1) 気象調査（気温、降水量（過去数年の降雨量の多寡含む）、湿度、日照、風向・風速）
- 2) 水源、河川調査（水源の有無、水源の位置、水源・灌漑地区間の距離、水源からの計画流量と実績値の差、水源からの取水による下流灌漑地域への影響有無、河川の水位変動（取水・排水）、水質、等）
- 3) 水理・水文調査（水源の流量調査（涸渇期間の有無と長さ、最小流量含む）、管網の水理解、水質調査、水利権、水利用の状況等を含む）
- 4) 自然災害調査（台風、流域荒廃、洪水・土砂流出、干ばつ、積雪等）
- 5) 地形調査（基準点測量、水準測量、トラバース測量、平板測量、深淺測量、斜面災害の可能性。測量の箇所数、延長、幅、面積、地すべり地形・落石・

<sup>5</sup> 「自然条件調査の実施方針・実施方法（案）」について提案すること。

- 土石流等の土砂災害の可能性の有無)
- 6) 地質調査（ボーリング調査、現場・室内試験、軟弱地盤・液状化の可能性調査。）
  - 7) 支障物調査
  - 8) 土壌調査

なお、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

#### (5) 代替案の検討

上記各種調査や先行調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行うこと）。

- 1) 事業・ケースと事業を実施しない案の比較
- 2) 用水路計画
- 3) 灌漑用地計画

#### (6) 概略設計<sup>6</sup>

上記各種調査や先行調査等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計実施にあたっては、当該事業に係る設計方針を提案し、JICA本部へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

なお、概略設計においては、事業目的に資するデジタル技術がある場合は、積極的に提案することとする。

- 1) 農業計画の策定（対象とする作物）
- 2) 農業施設設計の構造計算—適用する設計基準・技術基準
- 3) 全体一般図
- 4) 標準断面図
- 5) 農業関連施設の平面設計
- 6) 農業関連施設の縦横断設計
- 7) 附帯施設設計（運用効果指標を計測するために必要な機器の設置等含む）
- 8) 水管理施設設計
- 9) 水需要計画、用水計画（計画用水量の算定、流域単位での調整、近年の気候変動の影響を考慮に入れた実態に沿った水量を想定した事業計画の策定）

#### (7) 事業実施計画の策定

- 1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計

---

<sup>6</sup> 「概略設計の策定方針・策定内容の想定」について提案すること。



画にて提案する。施工計画の策定に当たっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事中道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

## 2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令を確認し「JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification: JSSS) (2021年2月)を参照の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合は JICA から提供される「安全対策ガイダンス」(2019年4月)を参照しつつ、事業費に計上する。

## 3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

## 4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

## 5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する(施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む)。

## 6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地(休耕地を含む)、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事中道路構築等に要する期間について適切に反映する。

スケジュール作成に当たっては、ラマダン月等も踏まえた上で現実的なものを設定する。

## (8) 本邦技術の活用可能性の検討

本調査では当該項目は適用しない。

## (9) 事業費の積算<sup>7</sup>

事業費については、以下に従って積算する。

### 1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。このうち、下線部についてはその算出方法等

<sup>7</sup> 「概略事業費の積算方針」について提案すること。

を JICA から指示することがある。

- ア. 本体事業費
  - イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
  - ウ. 本体事業費に関する予備費
  - エ. 建中金利
  - オ. フロントエンドフィー
  - カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
  - キ. その他 1（融資非適格項目）
    - ① 用地補償等
    - ② 関税・税金
    - ③ 事業実施者の一般管理費
    - ④ 他機関建中金利
  - ク. その他 2（融資非適格項目※）
    - ① 完成後の委託保守費
    - ② 初期運転資金
    - ③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

## 2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA から提供されるコスト積算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している(Macintosh は推奨しない)。

## 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年 3 月版）」を参照する。

## 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

## 5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに JICA に提出する。

なお、直接工事費の内訳は、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

## 6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性のある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効

果にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

#### 7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや借入国政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途 JICA に提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

#### (10) 調達計画の策定<sup>8</sup>

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン(2012年4月)」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、下記2)～4)の内容については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。

##### 1) 借入国における当該類似事業の調達事情

- ・ 当該事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- ・ 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

##### 2) 入札手法、契約条件の設定

- ・ 調達方式
- ・ 契約約款
- ・ 契約条件書等の設定の基本方針
- ・ 適用する JICA 標準入札書類 等

##### 3) コンサルタントの選定方法案

- ・ International Consultants の採否
- ・ ショートリストの策定方法
- ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

##### 4) 施工業者の選定方針案

- ・ PQ：Pre-Qualification 条件の設定
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方

---

<sup>8</sup> 「調達・施工計画の策定方針」について提案すること。

・ Local Competitive Bidding (LCB) の採否 等

(1 1) 事業実施体制の検討<sup>9</sup>

1) 実施機関の体制 (組織面)

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 実施機関の体制 (財務・予算面)

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

3) 実施機関の体制 (技術面)

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績 (実施中を含む) ・課題を整理する。

5) 実施段階における留意事項の整理と技術支援の必要性

事業実施体制について、上記 1) ~ 4) における課題及び必要となる制度 (運用効果指標を事業実施前・事業完了後ともに計測できる仕組みや体制を含む)、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックを明確化する。その上で、留意すべき事項・ボトルネックへの対応を以下に分類し、具体的な対応スケジュールを実施機関との協議を踏まえて策定・提案する。

- ・実施機関が既に取り組んでいる事項
- ・実施機関が今後取り組むべき事項
- ・他部局が対応すべき事項
- ・コンサルタントが支援すべき事項

コンサルタントが支援すべき事項については、技術的な支援の必要性 (ORMVAG 業務のうち農業省と重複するものの削減、独立採算制の確立などを検討・促進、維持管理における民間活用の可能性等) について検討し、提案する。

(1 2) 運営・維持管理体制の検討

1) 運営・維持管理機関の体制 (組織面)

運営・維持管理機関 (主に農家によって組織される水利組合) の有無、法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 運営・維持管理機関の体制 (財務・予算面)

運営・維持管理機関の財務状況を予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。

3) 運営・維持管理機関の体制 (技術面)

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。特に、末端の節水灌漑技術、水利組合の組成・機能強化 (水利組合に対する作付けパターンの管理を含む配水及び水路の維持管理等、持続可能な灌漑システムに対する管理能力)、各種費用 (電気料金など) の支払い負担などにも留意する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整

<sup>9</sup> 「事業実施体制の検討方針」について提案すること。

理する。

#### 5) 運営・維持管理段階における留意事項の整理と技術支援の必要性<sup>10</sup>

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックを明確化する。その上で、留意すべき事項・ボトルネックへの対応を以下に分類し、具体的な対応スケジュールを実施機関との協議を踏まえて策定・提案する。

- ・実施機関が既に取り組んでいる事項
- ・実施機関が今後取り組むべき事項
- ・他部局が対応すべき事項
- ・コンサルタントが支援すべき事項

コンサルタントが支援すべき事項については、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。特に、維持管理組織がない場合は設立から円滑な運営に至るまで長期間を要することから、詳細に調査する。また、維持管理体制が機能しない事業リスクを留意点とし、可能な対処法を提案する。

#### (13) 水道料金調査および検討

対象地域の水道料金に関し、現状及び関連法規定を確認すると共に、第6条(21)2)に留意しつつ事業完成後に灌漑施設を持続的に管理するための適切な水料金について検討・提案する。

#### (14) 本事業を推進するための支援の検討

上記にて整理された課題及び必要となる制度、手続き等に対して、留意すべき事項・ボトルネックの解消に必要な課題のうち、本事業のコンポーネントを除き、JICAの資金協力、技術協力等による支援が望ましい支援内容がある場合、その候補事業、候補事業の提案に至った背景・課題、望ましい支援方法(技術協力、無償資金協力、有償資金協力等)、事業金額(積算結果含む)、事業スケジュール、具体的な活動内容、等を提案すること。

#### (15) 実施機関負担事項の確認

##### 1) 用地の取得・確保(作業用地、土取り場、土捨て場等を含む)

工事实施に必要な用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

##### 2) 住民移転

住民移転について、地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

##### 3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期(移設に必要な期間)、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

##### 4) 事業実施に必要な許認可

---

<sup>10</sup> 「コンサルタントが支援すべき技術的な支援必要性の検討方針」について提案すること。

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事実施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事実施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

6) 関連工事の実施計画

実施機関の責任により別途建設されることとなっている河川からの取水施設について、最新の調査、設計の情報、工事の実施体制等を整理する。

(16) COVID 19 による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタント TOR 等に反映する。

- 1) コスト積算：現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。
- 2) 実施スケジュール、コンサルタント TOR・MM 策定：上記法令等を踏まえて、現実的なスケジュールならびに必要な TOR を作成する。

(17) 環境社会配慮に係る調査<sup>11</sup>

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境アセスメント報告書案（和文及び仏文）の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることし、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」及び世界銀行のセーフガードポリシーを参考にする。相手国等（関係官庁・機関）がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月)の環境チェックリスト案を必要に応じ作成する。

環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている

<sup>11</sup> 「環境社会配慮の確認・検討方針」について提案すること。

場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。

- 2) 借入国政府の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - ・当国の制度における手続きや所要期間
  - ・「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
  - ・関係機関の役割
- 3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- 4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
- 5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- 6) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
- 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等」（案）の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。）

必要に応じて、環境アセスメント報告書案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。また環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

#### (18) 用地取得・住民移転にかかる計画案の作成

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案（和文及び仏文）の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下1)～12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、そ

の過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）と乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、地籍・財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダーの特定と分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

#### (19) ジェンダー視点に立った調査と計画策定

##### 1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。合わせて以下も調査する。

- ・女性・男性筆頭世帯農家による水資源のニーズやアクセス状況
- ・農家世帯内の女性・男性の社会的役割の違いによる、水資源のニーズやアクセスの違い（農業の仕事の分担状況及び家庭内含む）
- ・水利組合におけるジェンダーバランス（男女別のアクセスや意見の反映有無）
- ・既存の灌漑幹線水路や灌漑施設における女性の利用状況やニーズ・困難さ



## 2) 上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映および、「ジェンダー・アクション・プラン（GAP）」（ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する取組の計画・実施方法・指標・モニタリングの仕方などを記した計画）の作成を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

- ①本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。
- ②ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。
- ③ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

なお、調査は以下具体的な調査手法を記した「ジェンダー主流化の手引き（農業）」、及び「ジェンダー視点に立った COVID-19 対策の推進」を踏まえた視点を用いて実施する。

・ジェンダー主流化の手引き（農業）

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq0002hdtvc-att/guidance\\_08\\_agricul.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq0002hdtvc-att/guidance_08_agricul.pdf)

・ジェンダー視点に立った COVID-19 対策の推進

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/COVID-19.html>

本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

## (20) 免税措置の確認

当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

## (21) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に以下の観点は留意すること。

### 1) 施工業者の選定方針

- ・パッケージごとの入札方法・入札書類、PQ・入札・契約条件・Dispute Board 設置の検討。モロッコ側自己資金により実施される調達パッケージが想定される場合には、モロッコ国内における調達法、必要書類の確認を行う。

### 2) 他 JICA 事業との有機的な連携（過去のアセットや教訓活用を含む）

- ・国別研修「節水灌漑システム普及」や今後開始される他 JICA 事業との有機的な連携に加え、円借款「アブダ・ドゥカラ灌漑事業」（評価年度 2005 年度）や技術協力「アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト」（評価年度 2021 年度）等過去案件のアセットや教訓を活用する。

- 過去の教訓活用に関し、「アブダ・ドゥカラ灌漑事業」の事後評価等では、低く抑えられた水料金は節水意識を促さず、施設を持続的に管理するためにも適切な水料金を設定する必要があるという教訓が得られている。本事業においても、適切に料金を設定・徴収する体制を整備するとともに、農家が節水意識を維持できる施策を導入する。また「アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト」においては、干ばつ期においても一定の水生産性を確保できるシステムと、水利組合の予算確保と農家の組合費支払いを確実にする方法を確立すべきという教訓が得られており、本事業においても、大規模干ばつも想定したシステム等を検討する。

### 3) 事業実施上の留意事項の整理

- 灌漑施設が十分に維持されないリスクの対処法を検討
- 既存運営事業者との調整
- HIV 対策
- 軍事利用の回避 等
- この他、①受益者ニーズとの合致（当該事業により具体的にどういった受益者層にどのような効果が期待されるのか、ターゲットとなる受益者層ごとに想定される効果の違いがあるか（事業効果の発現が男女によって異なるのか等））、②社会的弱者への配慮・公平性（介入の効果を受ける「受益者」に着目し、配慮が必要な社会的弱者（女性、先住民族、障害者、マイノリティなど）に対してどのような配慮を行っているか、公平性（受益者の差異に配慮し均等な結果の保証を目的とする）を踏まえて案件が形成・実施されること）、にも留意する。

### (22) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転、水利組合の組成と機能強化、揚水ポンプの高い利用料負担を緩和するための手段の検討、ORMVAG の能力強化、作物転換を含む営農支援、水管理、水料金の適正な設定・徴収等）の内容とその規模（業務人月）について提案する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。

### (23) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRR の算出は、別途 JICA から提供される IRR マニュアルを参考とする。（同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）

#### 1) 定量的効果

##### ① 内部収益率（IRR）

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。算出に当たっては JICA から提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠すること。なお、IRR 算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。

- ・ 計算根拠（算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
- ・ 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

## ② 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2020年2月）」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標（水利費徴収率、組織化率、ジェンダー主流化を測る指標、灌漑率、主要作物の単位面積当たりの収入）があれば適宜提案すること。

- ・灌漑面積（ha）
- ・農業収益の増加割合（%）
- ・乾期の作付け比率（%）
- ・水生産性(DH/m<sup>3</sup>)

## 2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても検討する（例：借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

### (24) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業の実施により、気候変動対策事業（適応策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」と（JICA Climate-FIT）（緩和策）（JICA 2019年）」の該当箇所等を参考に、本事業を通じた適応・緩和効果（気候変動により発生する危害の回避・低減効果、温室効果ガス排出削減効果等）の推計を行う。推計を行った結果及びそのバックデータを、JICA に提出する。

また、本事業は GHG 排出削減効果と気候変動の影響を受ける可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）と（JICA Climate-FIT）（緩和策）（JICA 2019年）」の該当箇所等を参考に、本事業の GHG 排出削減策、気候リスク評価及び適応オプションを考慮した灌漑施設の設計について検討する。

本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

### (25) 本邦企業説明会の実施

本調査では当該項目は適用しない。

### (26) プルーフェンジニアリング実施のための資料作成

本調査では当該項目は適用しない。

### (27) レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第7条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、JICA 本部に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する。また借入国に JICA 事務所がある場合は、当該事務所に対しても内容の説明を行う。
- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途 JICA が

指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

## 第7条 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～6)のレポート提出時には、データファイルの提出に加え、概要を作成しレポートの冒頭に含めることとする。なお、3)～6)のレポート提出時期については、各1回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、6)準備調査報告書(ファイナル・レポート)及び7)デジタル画像集とする。尚、成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA 本部に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

#### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文3部(簡易製本)

#### 2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

部数：和文3部(簡易製本)、仏文5部(簡易製本)

#### 3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、最適路線案、本邦技術・工法・資機材の活用可能性の検討、コンサルタントのTOR(詳細設計・入札補助等)、コンサルタントの業務量、コンサルタントの調達等に係るスケジュール、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：「第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2.業務実施上の条件 (1) 業務工程」に示す期日まで

部数：和文3部(簡易製本)、仏文5部(簡易製本)

#### 4) プロGRESS・レポート

記載事項：インテリム・レポートにて整理された事項の更新等

提出時期：「第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2.業務実施上の条件 (1) 業務工程」に示す期日まで

部数：和文3部(簡易製本)、仏文5部(簡易製本)

#### 5) 準備調査報告書(ドラフト・ファイナル・レポート)(経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル(分析の過程が分かるもの)を含む)

記載事項：調査結果の全体成果(要約を含む)

提出時期：「第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2.業務実施上の条件 (1) 業務工程」に示す期日まで

部 数：和文 3 部（簡易製本）、仏文 5 部（簡易製本）、英文 3 部（簡易製本）

6) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第 3 章プロポーザル作成に係る留意事項 2.業務実施上の条件（1）業務工程」に示す期日まで

部数：和文 3 部、仏文 5 部、英文 3 部、CD-R 3 部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 10 ページ程度で取りまとめ、報告書の最初の部分に入れる。また、一定期間非公開となる情報を除いた和文（簡易製本版）3 部を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報

7) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 3 部

(2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後 JICA に提出する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録 (M/M) を作成し、JICA に 5 営業日以内に提出する。JICA 本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を JICA に提出する。

2) 業務従事月報

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを JICA（現地調査の場合で現地に JICA 事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む）に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、第 6 条で報告書に記載せず別途 JICA に提出することとした情報や、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

#### (4) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、プロGRESS・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

#### 第8条 機材の調達

業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

#### 第9条 その他の留意事項

##### (1) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案/プロポーザル作成に係る留意事項への該当条項及び記載ページ
1	水利組合の維持管理能力の確認方針	第5条 実施方針及び留意事項 (7) 水利組合の維持管理能力 (P. 11)
2	営農活動の確認・検討方針	第5条 実施方針及び留意事項 (8) 灌漑施設と営農活動の連携 (P. 11)
3	事業対象地域の現況踏査の実施方針・実施方法(案)	第6条 業務の内容 (3). 事業の背景・必要性および対象地域の現況についての確認・整理 (P. 14)
4	自然条件調査の実施方針・実施方法(案)	第6条 業務の内容 (4). 自然条件調査 (P. 15)
5	概略設計の策定方針・策定内容の想定	第6条 業務の内容 (6). 概略設計 (P. 16)
6	概略事業費の積算方針	第6条 業務の内容 (9). 事業費の積算 (P. 17)
7	調達・施工計画の策定方針	第6条 業務の内容 (10). 調達計画の策定 (P. 19)
8	事業実施体制の検討方針	第6条 業務の内容 (11). 事業実施体制の検討 (P. 19)
9	コンサルタントが支援すべき技術的な支援必要性の検討方針	第6条 業務の内容 (12). 運営・維持管理体制の検討 5) 実施段階における留意事項の整理と技術支援の必要性 (P. 20)
10	環境社会配慮の確認・検討方針	第6条 業務の内容 (17). 環境社会配慮に係る調査 (P. 22)

1 1	業務量の目途と業務従事者の構成	2. 業務実施上の条件 (2) 業務量目途と業務従事者構成案 (P. 34)
1 2	コンサルタント等への再委託に関する方針	2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託 (P. 35)



## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：灌漑開発に関する各種調査業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／灌漑計画
- 節水灌漑・圃場施設計画／灌漑政策
- 灌漑施設設計・施工

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 18.20 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／灌漑計画）】

- ① 類似業務経験の分野：灌漑計画策定に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：全開発途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 節水灌漑・圃場施設計画／灌漑政策】

- ① 類似業務経験の分野：節水灌漑・圃場施設計画／灌漑政策に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：全開発途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 灌漑施設設計・施工】

- ① 類似業務経験の分野：灌漑用の施設設計・施工に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

3) その他学位、資格等

プロポーザル作成ガイドラインの21ページで説明する「機構が実施している契約管理セミナー」として、「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係るコンサルタント能力強化研修）」を評価対象とします。

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年10月中旬 業務開始

2022年11月～2023年10月 第一回現地調査

2022年11月30日まで インセプション・レポート提出

2023年3月31日まで インテリム・レポート提出

2023年7月31日 プロGRESS・レポート提出

2023年11月30日まで ドラフト・ファイナル・レポート提出

2023年12月 第二回現地調査、ドラフト・ファイナル・レポートワークショップ

2024年1月31日まで ファイナル・レポート提出

(2) 業務量目途と業務従事者構成案<sup>12</sup>

1) 業務量の目途

約 49.80 人月（現地：46.00人月、国内3.80人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／灌漑計画（2号）

<sup>12</sup> 「業務量の目途と業務従事者の構成」について提案すること。

- ② 節水灌漑・圃場施設計画／灌漑政策（3号）
- ③ 灌漑施設設計・施工（3号）
- ④ 電気・機械設備計画
- ⑤ 施設維持管理／積算
- ⑥ 水理解析／水資源管理
- ⑦ GIS分析・調査／衛星画像
- ⑧ 自然条件調査（1）地質調査
- ⑨ 自然条件調査（2）測量調査
- ⑩ 環境社会配慮／気候変動対策
- ⑪ 営農／農産物加工／流通
- ⑫ 維持管理／組織化
- ⑬ 調達計画／事業実施体制
- ⑭ ジェンダー平等推進
- ⑮ 経済財務分析

### 3) 渡航回数を目途 全25回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託<sup>13</sup>

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン等）への再委託を認めます。

- 気象調査（気温、降水量、湿度、日照、風向・風速）
- 水源・河川調査（水源の有無、河川の水位変動（取水・排水、水質等））
- 水理・水文調査
- 水質調査
- 自然災害調査（台風、洪水、干ばつ、積雪等）
- 地形調査（基準点測量、水準測量、トラバース測量、平板測量、深淺測量、斜面災害の可能性、測量の箇所数、延長、幅、面積、地すべり地形・落石・土石流等の土砂災害の可能性の有無）
- 支障物調査
- 土壌調査
- 地質調査（ボーリング調査、現場・室内試験、軟弱地盤・液状化の可能性調査）
- 環境社会配慮（環境影響項目のベースライン調査、社会経済調査、住民移転計画、ステークホルダー協議、ジェンダーへの配慮、気候変動緩和策に係る情報収集・分析）

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとします。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に

<sup>13</sup> 「コンサルタント等への再委託に関する方針」について提案すること。

参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行って下さい。

#### (4) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料 (中東・欧州部中東第一課窓口 : 7rtm1@jica.go.jp)

- ① Feasibility Study Of The Hydro-Agricultural Development Of Zirara And Zrar Extension Zone, Mission 6 Feasibility Study
- ② Feasibility study of the hydro-agricultural development of Zrar and Beht Extension Zone, Mission 6 Feasibility Study
- ③ Feasibility study for the conversion of the gravity irrigation system to localized irrigation in the Beht Est Zone, Phase 4 Feasibility study
- ④ Feasibility study for the hydro-agricultural development of the Zirara and Zrar Extension zone, Mission 5 Preliminary design summary
- ⑤ Feasibility study for the conversion of the gravity irrigation system to localized irrigation in the Beht Est zone, Phase 2 Preliminary design summary
- ⑥ カテゴリ B 案件報告書執筆要領 (2019 年 11 月)

##### 2) 公開資料

- モロッコ王国 「アブダ・ドゥカラ灌漑事業」 円借款附帯プロジェクト 詳細計画策定調査(1)報告書 (2010. 7)  
[https://openjicareport.jica.go.jp/833/833/833\\_411\\_12010526.html](https://openjicareport.jica.go.jp/833/833/833_411_12010526.html)
- モロッコ王国「アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト」詳細計画策定調査(II)報告書 (2011. 7)  
[https://openjicareport.jica.go.jp/833/833/833\\_411\\_12048310.html](https://openjicareport.jica.go.jp/833/833/833_411_12048310.html)
- 円借款「アブダ・ドゥカラ灌漑事業」 (1996 年L/A 署名) 評価報告書  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?anken=%E3%82%A2%E3%83%96%E3%83%80%E3%83%BB%E3%83%89%E3%82%A5%E3%82%AB%E3%83%A9&areal=&country1=&area2=&country2=&area3=&country3=&field1=&field2=&field3=&oda\\_loan%5B%5D=%E4%BA%8B%E5%89%8D%E8%A9%95%E4%BE%A1&oda\\_loan%5B%5D=%E4%B8%AD%E9%96%93%E3%83%AC%E3%83%93%E3%83%A5%E3%83%BC&oda\\_loan%5B%5D=%E4%BA%8B%E5%BE%8C%E8%A9%95%E4%BE%A1&oda\\_loan%5B%5D=%E4%BA%8B%E5%BE%8C%E3%83%A2%E3%83%8B%E3%82%BF%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%B0&start\\_from=&start\\_to=&fiscal\\_from=&fiscal\\_to=&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?anken=%E3%82%A2%E3%83%96%E3%83%80%E3%83%BB%E3%83%89%E3%82%A5%E3%82%AB%E3%83%A9&areal=&country1=&area2=&country2=&area3=&country3=&field1=&field2=&field3=&oda_loan%5B%5D=%E4%BA%8B%E5%89%8D%E8%A9%95%E4%BE%A1&oda_loan%5B%5D=%E4%B8%AD%E9%96%93%E3%83%AC%E3%83%93%E3%83%A5%E3%83%BC&oda_loan%5B%5D=%E4%BA%8B%E5%BE%8C%E8%A9%95%E4%BE%A1&oda_loan%5B%5D=%E4%BA%8B%E5%BE%8C%E3%83%A2%E3%83%8B%E3%82%BF%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%B0&start_from=&start_to=&fiscal_from=&fiscal_to=&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2)
- 技術協力「アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト」 (2011 年～2016 年) 評価報告書  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?anken=%E3%82%A2%E3%83%96%E3%83%80%E3%83%BB%E3%83%89%E3%82%A5%E3%82%AB%E3%83%A9&areal=&country1=&area2=&country2=&area3=&country3=&field1=&field2=&field3=&tech\\_ga%5B%5D=%E4%BA%8B%E5%89%8D%E8%A9%95%E4%BE%A1&tech\\_ga%5B%5D=%E4%B8%AD%E9%96%93%E3%83%AC%E3%83%93%E3%83%A5%E3%83%B](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?anken=%E3%82%A2%E3%83%96%E3%83%80%E3%83%BB%E3%83%89%E3%82%A5%E3%82%AB%E3%83%A9&areal=&country1=&area2=&country2=&area3=&country3=&field1=&field2=&field3=&tech_ga%5B%5D=%E4%BA%8B%E5%89%8D%E8%A9%95%E4%BE%A1&tech_ga%5B%5D=%E4%B8%AD%E9%96%93%E3%83%AC%E3%83%93%E3%83%A5%E3%83%B)

[C&tech\\_ga%5B%5D=%E7%B5%82%E4%BA%86%E6%99%82%E8%A9%95%E4%BE%A1&tech\\_ga%5B%5D=%E4%BA%8B%E5%BE%8C%E8%A9%95%E4%BE%A1&start\\_from=&start\\_to=&fiscal\\_from=&fiscal\\_to=&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wifi	無

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### (2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（第3章2. (3)に記載した現地再委託経費）
  - 気象調査
  - 水源・河川調査
  - 水理・水文調査

- 水質調査
- 自然災害調査
- 地形調査
- 支障物調査
- 土壌調査
- 地質調査
- 環境社会配慮

(3) 定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 資料等翻訳料一式 : 3,000 千円
- 2) 報告書翻訳料一式 : 3,000 千円
- 3) 事務所関連費一式 (賃料、事務所用品一式、事務機器一式) : 2,520 千円

(4) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

## 5. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

別紙：プロポーザル評価表

### プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	( 26 )	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／灌漑計画</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(－)	(11)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 対象国・地域での業務経験	－	1
ウ) 語学力	－	2
エ) 業務主任者等としての経験	－	2
オ) その他学位、資格等	－	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(－)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	－	－
イ) 業務管理体制	－	4
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>節水灌漑・圃場施設計画／灌漑政策</u></b>	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>灌漑施設設計・施工</u></b>	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	